

公費医療助成の届出

# 公費医療助成の届出を 確実にお願いします



タンキちゃん

医療機関で提示する、「〇〇医療券」、「〇〇受給者証」をお持ちではありませんか？  
これらをお持ちで、公費医療助成を受けている方は、共済組合の給付と重複を  
避ける必要があります。

そのため、乳幼児・子ども医療費助成については一部の方、難病等医療費助成等は、全員の方の届出が  
必要です。届出を行わないと医療費が重複支給となり、共済組合の給付金を返還していただく場合があり  
ますので、届出漏れのないようご注意ください。

公費医療助成の対象になると、  
窓口負担が無料になったり、軽減されます



該当する助成の種類によって  
届出方法が変わります！

## 全員届出が必要

- 難病等医療費助成
- 心身障害者（児）医療費助成
- 自立支援医療費助成
- ひとり親家庭等医療費助成
- 特定疾患医療
- B型・C型肝炎医療費助成
- 小児慢性特定疾患
- …など

所属を通さずに届出できます

対象年齢のお子さまがいる方は、  
届出の必要がないか確認してくださいね！



## 状況により届出が必要

令和2年2月から変更

- 乳幼児医療費助成（マル乳）
- 義務教育就学児（子ども）医療費助成（マル子）

居住地で  
変わるのが  
ポイント！

	対象者の居住地（住民票があるところ）	
	関東地方・山梨県	左記以外
所得制限により助成を受けられないとき	非該当届…必要	
所得制限により助成を受けられない方が受けられるようになったとき	該当届…必要	
・子どもが生まれて、その子を被扶養者にしたとき ・助成を受けている子どもの扶養替えをしたとき ・異なる市区町村に転居し、転入した市区町村で、助成を受けたとき	該当届…不要 非該当届…不要	該当届…必要 非該当届…不要

※自治体により助成内容（名称、対象年齢、一部負担額の有無、所得制限の有無など）が異なります。  
助成の対象となるかどうかは、居住地の市区町村または都道府県にお問合せください。

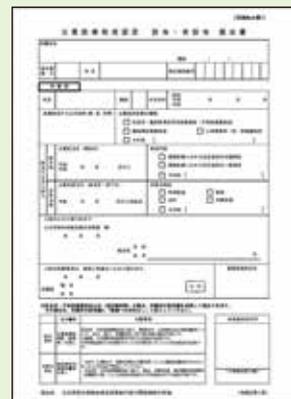
## 届出方法

「公費医療助成認定該当・非該当届出書」（用紙No.公費1）に  
必要書類を添付の上、都庁交換または郵送で共済組合に提出してください。

### 〔添付書類〕

- 該当届の場合…医療券、医療証等のコピー
- 非該当届の場合…非該当である旨が分かるもの  
ない場合は非該当の理由を正確に記入してください。

届出書の様式は、「福利厚生事務の手引 別冊様式集（令和2年1月）」P95のほか、  
公立共済のホームページからも印刷が可能です。  
(<http://www.kouritu.or.jp/tokyo/tetsuduki/chiryo/kohi/index.html>)



問合せ先

給付貸付課短期給付担当

☎03-5320-6827